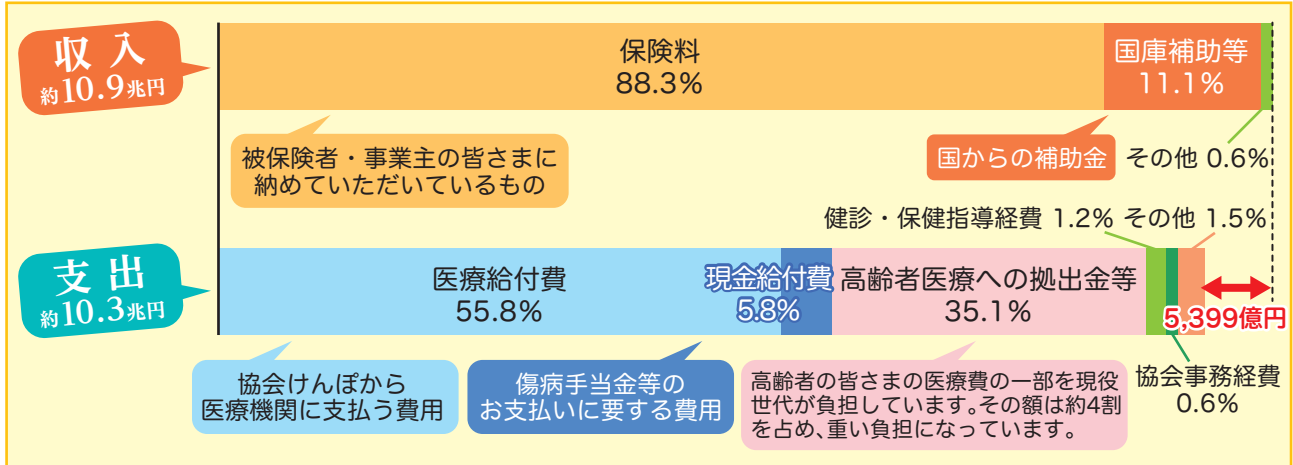


令和元年度 協会けんぽ 決算(見込み)のお知らせ

平素より協会けんぽの取組にご理解いただき、誠にありがとうございます。このたび、令和元年度の決算見込み(医療分)がまとまりましたのでお知らせいたします。

令和元年度は収入が10兆8,697億円、支出が10兆3,298億円となり、収支差はプラス5,399億円となりました。



収入のポイント(前年度比+5,235億円)

- 保険料を負担する被保険者数の増加。(伸び率+4.4%、このうち+2.1%は大規模健康保険組合の解散による一時的な影響。)
- 1人当たりの賃金(標準報酬月額)の増加。(伸び率+0.7%)

支出のポイント(前年度比+5,785億円)

- 1人当たりの医療給付費の増加。
- 大規模健康保険組合の解散に伴い加入者数が大幅に増加したことによる、医療給付費及び現金給付費の増加。
- 高齢者医療への拠出金等の増加。

収支差がプラスということは、協会けんぽの財政は良いのでしょうか？

令和元年度の決算見込みにおける収支差はプラスですが、今後、新型コロナウイルス感染拡大の影響による世界経済の悪化により、保険料収入の減少が懸念されることに加え、支出についても、新型コロナウイルスの感染拡大前には1人当たり医療給付費の伸びが高く推移していたことや、近年増加している高額薬剤の保険収載、令和4年度以降に見込まれる後期高齢者支援金の大幅な増加等を踏まえると、**協会けんぽの財政は引き続き予断を許さない状況です。**

※端数整理のため、計数が整合しない場合があります。 ※より詳しい決算見込みの内容は、協会けんぽのホームページに掲載しています。

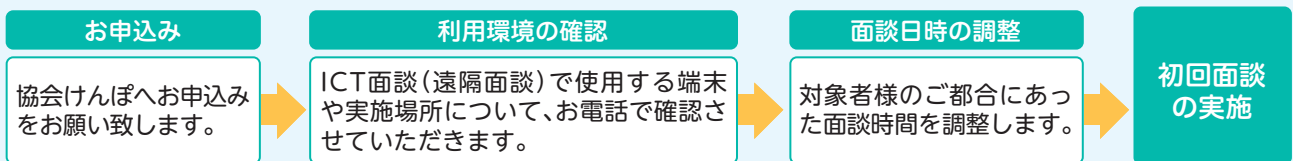
特定保健指導ICT面談(遠隔面談)のご案内



健診の結果、メタボリックシンドロームの「予備群」または「該当」と判断された方に、特定保健指導のご案内をしております。案内の封筒が届いた方は、特定保健指導の対象者です。

なお、特定保健指導の初回面談は、タブレットやスマートフォンを利用して受けることが可能です。ご希望の事業所には、タブレットの貸出も行っております。ぜひ、この機会にご利用ください。

特定保健指導 ICT面談(遠隔面談) ご利用の流れ



お申込みは、保健グループ(☎082-568-1032)までお問い合わせください。

代表電話の自動音声案内が変わります

広島支部では代表電話に自動音声案内を使用しておりますが、令和2年9月23日(水)より、自動音声案内時にお選びいただく、用件ごとの選択番号が変更となります。なお、電話番号(082-568-1011)に変更はありません。

詳細については、支部ホームページ等にて、順次広報してまいります。

協会けんぽ広島 連絡先

検索

令和2年度 被扶養者資格再確認のご協力のお願い

下記の通り、令和2年度の被扶養者資格再確認を実施します。お忙しい中恐縮ですが、ご理解ご協力をお願いいたします。

対象者	令和2年4月1日において18歳以上の被扶養者	すべての被扶養者が非該当の場合は、事業主の方へ被扶養者状況リストはお送りいたしません。
確認方法	「被扶養者状況リスト」を事業主様へお送りいたしますので、対象の被扶養者の方が健康保険の被扶養者要件を満たしているか確認いただき、被扶養者状況リストに確認結果をご記入のうえ、同封の返信用封筒でご提出ください。	
送付時期	令和2年10月上旬から下旬	
提出期限	令和2年11月30日(月)	
添付書類	厚生労働省より再確認業務の厳格化を求められていることから、今年度は、下記に該当する場合、事実を証明する書類の提出をお願いいたします。 ○被保険者と別居している被扶養者→仕送りの事実と仕送り額が確認できる書類 ○海外に在住している被扶養者→海外特例要件に該当していることが確認できる書類	
扶養から外れる被扶養者の方がいる場合	再確認の結果、被扶養者から外れる場合は、被扶養者状況リストと併せて、同封の被扶養者調書兼異動届と、該当する方の被保険者証を添えて、協会けんぽへご提出をお願いいたします。	
令和元年度の実績	○扶養解除者数 約6.6万人 ○高齢者医療制度への負担軽減額(効果額) 約15億円	

保険料負担の軽減につながる大切な確認となりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

鍼灸院(はり・きゅう)のかかり方

鍼灸院(はり・きゅう)での施術について、一定の要件を満たす場合は、「療養費」として健康保険の給付対象となります。なお、給付対象とならない場合は全額自己負担となります。

健康保険の給付対象となるのはどんなとき？

次の①、②の両方の要件を満たす場合にのみ、健康保険の給付対象となります。

① 対象となる傷病であること

「神経痛」「リウマチ」「五十肩」「頸腕症候群」「腰痛症」「頸椎捻挫後遺症」

※神経痛・リウマチなどと同一範疇と認められる慢性的な疼痛についても認められる場合があります。

② 医師の同意書または診断書があること



協会けんぽ広島支部
マスクットキャラクター
健康かえで

注意 同一の傷病について、鍼灸院(はり・きゅう)と医療機関の両方で健康保険を使うことはできません(医療機関からの転院の場合は除く)。また、医療機関で薬やシップの処方を受けた場合も健康保険を使うこととなりますので、鍼灸院(はり・きゅう)での施術は健康保険の対象外となります。

資格喪失後の保険証の回収にご協力ください

退職や扶養の異動により回収した保険証は、「資格喪失届」や「被扶養者(異動)届」に必ず添付して、日本年金機構へご返却ください。

● 保険証が使用できるのは、退職日までです

退職日の翌日から保険証は使用できません。また、被扶養者(ご家族)が扶養から外れた場合は、扶養から外れた当日から保険証は使用できません。

● 保険証の回収は保険料率上昇の抑制になります

資格喪失後に保険証が使用されると、協会けんぽは本来支払う必要のない医療費を支払うことになり、その結果、保険料率の上昇に繋がってしまいます。



退職日の翌日から使用できません!

資格喪失後の保険証使用が判明した場合、被保険者の方へ法的措置を含めた医療費の返還請求を行います。保険証の回収に、ご理解・ご協力をお願いいたします。

お問合せ先

全国健康保険協会広島支部 TEL:082-568-1011(代表)
〒732-8512 広島市東区光町1-10-19 日本生命広島光町ビル2F
【ホームページ】<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/hiroshima/>



保険証が使えるのは退職日当日まで。退職後は速やかに保険証を返却してください。



申請書の郵送にご協力ください。



協会けんぽ広島支部は、加入者の皆様の健康増進を図ります!

